

群馬県新型コロナウイルス検査促進事業実施要領

(目的)

第1条 群馬県新型コロナウイルス検査促進事業は、新型コロナウイルス感染症に係る無料検査を行う事業者を支援し、県内の検査体制を拡充することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は次の各号に掲げるものとする。

一 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

原則として、3回目のワクチン接種未了の者が、「ワクチン・検査パッケージ」等のため、必要となるPCR検査等を無料化するもの。

二 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られ、知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること」を要請した場合、自己の意思に基づく未接種者、ワクチン接種者を含め検査を無料化するもの。

(無料検査の対象となる事業)

第3条 事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。）は、検査受検者が自己の検体を採取する場合において、次の各号に掲げる事業者の種類に応じて、事業所においてそれぞれ次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。

一 [医療機関]、[薬局]、[衛生検査所等]、又は「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部。以下「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」という。）に定める「ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者（以下「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者」という。）」別紙1に定められた事項に沿って行われるPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）に用いる検体（唾液に限る。）又は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）の規定を準用して行われるPCR検査等に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等並びに検査機関（医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）に限る。以下同じ。）に対する検体の送付及び検査受検者への結果通知書等の発行の求め等（以下「第一号事業」という。）

二 [医療機関] 又は [衛生検査所等] 関係法令に基づき実施される、前号に掲げる事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第二号事業」という。）

三 [医療機関]、[薬局]、[衛生検査所等]、又は「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者」 抗

原定性検査に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第三号事業」という。）

- 2 医療機関は、検査受検者の検体を採取する場合において、事業所において次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。
 - 一 PCR 検査等のための検体（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等
 - 二 抗原定性検査のための検体（鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等
- 3 前2項の無料検査は、会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査を除くものとし、また一般検査事業として県から補助等の対象となるものは、県から登録を受けた事業所において行う、群馬県に居住する者を対象とした検査に限るものとする。
- 4 ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う第1項第一号又は第三号に掲げる事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。
- 5 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。また、同事業者は、同項の規定にかかわらず、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第6条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。ただし、これらの場合において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 一 オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
 - 二 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
 - 三 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
 - 四 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
 - 五 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。
- 6 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。
 - 一 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること。
 - 二 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。

三 検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

7 前2項の場合において、事業者は、次条において実施計画書に事業所内の実施場所を示す図面を添付することを要せず、同条第3項第四号及び第5条の規定は適用しない。

(実施計画書等の作成及び提出)

第4条 事業者は前条第1項及び第2項に定める無料検査を実施するに当たっては、実施計画書(様式第1号)を作成の上、事業所内の実施場所を示す図面を添付して知事に対して提出し、知事による登録を受けなければならない。

2 前項の提出に当たっては、事業者は本実施要領に従った事業を実施することに違反した場合には県から交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意しなければならない。

3 知事は、次に掲げる全ての事項を満たしていると認められる場合に、第1項で実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録するものとする。

- 一 実施計画書の記載に不備がないこと。
- 二 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。
- 三 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。
- 四 当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること。
- 五 検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること。
- 六 その他知事が必要と認める事項を満たしていること。

(検体採取の実施場所の確保)

第5条 第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

- 一 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- 二 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- 三 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

(検査の受付)

第6条 実施事業者は、検査受検を希望する者(発熱等の症状がない者に限る。)が様式第2号の申込書を提出した場合に、次に掲げる事項(第三号及び第四号に掲げる事項については、第二号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助等の対象になる旨を明示した場合に限り、第五号に掲げる事項については、第四号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が1月につき3回程度を上回る場合に限る。)を当該検査申込者に遵守させた上、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不要とする。

- 一 身分証明書等の提示

二 申込によって行われることとなる検査が定着促進事業若しくは一般検査事業として県からの補助等の対象になる旨又はいずれの対象にもならない旨（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に本検査の申込みをさせた場合を含む。）の明示

三 前号の明示の内容となる理由の説明及び同号により検査申込者が定着促進事業における検査受検を申込み場合にあっては、次に掲げる書類等の提示（該当書類がないときは申立書（様式第4号）の提出に代えることができる。）

イ 検査受検の目的を証する書類等

ロ 検査申込者がワクチンの3回目接種完了者である場合にあっては、高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても検査を受検する必要が認められることを証する書類等

ハ 検査申込者がPCR 検査等の受検を希望する場合にあっては、検査申込者が10 歳未満であること又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されることを証する書類等

四 過去にいずれかの事業として補助等の対象になる検査を受けた回数の申告

五 前号の回数となった理由の疎明

2 前項の申込書を提出された第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項（第三号事業を実施する場合は、第四号を除く。）について検査申込者に説明しなければならない。

一 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること。ただし、重症化リスクが低いと考えられる検査申込者については、群馬県健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが望ましいこと。

二 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること。

三 当該申込みにより実施された検査の結果は、受検者が新型コロナウイルスの感染者であるかについての診断結果を示すものではないこと。

四 当該実施事業者が連携する検査機関

（結果通知書等の発行等）

第7条 実施事業者が、第一号事業を実施する場合には、検査機関に対して、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう、求めなければならない。

2 実施事業者が、第三号事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）ii）②に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に定める結果通知書の発行を要し

ない場合に該当する場合はその限りでない。

3 前2項で発行する結果通知書等の様式例は様式第3号のとおりとする。

(事業の実施に係る準用)

第8条 その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、第三号事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

(準用)

第9条 第5条、第6条第2項並びに第7条第2項及び第3項の規定は、第3条第2項各号に掲げる事業を実施する実施事業者について準用する。この場合において、第5条中「次に掲げる事項」とあるのは、「関係法令並びに次の第二号及び第三号に掲げる事項」と、第6条第2項中「(第三号事業」とあるのは、「(第3条第2項各号に掲げる事業」と、第7条第2項中「第三号事業」とあるのは、「第3条第2項第一号に掲げる事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5(2)i)①に定められた事項が記載された結果通知書等を、同項第二号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

(週次の受検者・陽性者の報告)

第10条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、土曜日締めとし、各週日曜日から土曜日までの件数を報告するものとする。

(禁止事項)

第11条 実施事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供すること
- 二 その実施する無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること
- 三 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること
- 四 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること
- 五 検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知すること(第二号事業を実施する事業者が検査結果を通知する場合を含む。)を怠ること。ただし、第7条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない
- 六 週次報告書、実績報告書その他の書類に虚偽の記載をして知事に提出すること
- 七 前各号に掲げるもののほか、定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること

2 知事は、実施事業者が前項各号に掲げる行為を行っているとき又は当該行為を行っていると思われるときは、当該実施事業者に対し、調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

附則

1 この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に旧要領第 4 条の規定により旧様式第 1 号に基づきなされた登録は、この要領の相当規定により新様式第 1 号に基づきなされたものとみなす。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。様式を除き、令和 4 年 9 月 5 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。